

あきた白神広域観光推進会議観光素材デジタルデータ利用規約

(趣旨)

第1条 あきた白神広域観光推進会議（以下「推進会議」という。）が保有する、観光素材デジタルデータ（以下「データ」という。）の利用については、あきた白神広域観光推進会議観光素材デジタルデータ利用規約（以下「本規約」という。）に定めるものとする。

利用者は、本規約の定めに従ってデータの利用をしなければならない。

(会長・利用者・第三者の定義)

第2条 本規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「会長」とは、推進会議会長をいう。
- (2)「利用者」とは、構成団体（秋田県山本地域振興局、能代市、藤里町、三種町、八峰町）以外でデータを利用する者をいう。
- (3)「第三者」とは、「会長」「利用者」以外の者をいう。

(利用目的)

第3条 能代山本地域の観光PRを目的とした場合のみデータを利用できるものとし、推進会議において不適切と認める利用及び「第7条 禁止事項」に抵触する利用目的の場合には許可しないものとする。

(利用許可の手続き)

第4条 データを利用する場合は、観光素材デジタルデータ利用申請書（以下、「申請書」という。）に必要事項を記載の上、会長に提出しなければならない。申請書は「あきた白神・たびネット」（<http://www.akitashirakami.jp/>）ホームページ上よりダウンロードし、利用することとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請の内容について確認の必要があると認めるときは、関係書類等の提出を求めることができる。

(利用料)

第5条 利用料は、無料とする。

(利用条件)

第6条 利用者は、データの利用に際し、次の条件を遵守し、適正に利用するものとする。

- (1) 制作物の最終校正は、利用者が責任を持って行うこと。
- (2) データの利用結果が分かる成果物を利用に供した日から2ヵ月以内に提出すること。
- (3) 利用する目的により、必要最小限の範囲でトリミングしての使用及び切り抜きでの利用は認める。ただし、明らかに観光振興の趣旨と関係のない、データ内の特定の人物等のトリミング、切り抜きなどは認めない。また、写真の持つイメージを著しく損なう色調の修正、画質補正等も認めない。
- (4) 写真の著作権は、推進会議に帰属する。よって善良な管理者の注意をもって著作権保護に努め、写真の管理を行わなければならない。
- (5) 推進会議が認めた場合を除き、写真が推進会議から提供されたことを明記すること。

(禁止事項)

第7条 以下の条項に該当する用途でのデータの利用を禁止する。この条項のいずれかに違反した場合または「第3条 利用目的」の目的と異なる利用の場合は、推進会議はデータの使用を差し

止め、利用者負担で回収と廃棄を要求することができるものとする。

- (1) データを申請書記載の利用趣旨・目的以外に利用すること。
 - (2) データを営利・非営利の目的を問わず、第三者に転売、配布、譲渡、貸与、送信すること、その他第三者に使用権を譲渡し、貸与し、また担保設定すること。
 - (3) データを流用して本サービスと類似のサービス、製品の制作・販売を行うこと。
 - (4) 写真自体を営利目的で利用すること。
(例) 写真自体の販売や賃貸、写真自体に商品性が依存するもの(写真集、カレンダー、絵はがき等)の製造や販売など。
 - (5) 推進会議が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるもの。
 - (6) 法令又は公序良俗に反していると認められる用途に利用すること。
 - (7) その他、会長が不相当と認める用途に利用すること。
- 2 利用者が前項の規定にもとづき利用を禁止されたことによって損失を被ることがあっても、推進会議はその補償の責めを負わない。
- 3 利用者が前1号に掲げる各行為を行った結果、推進会議又は第三者に損害が発生した場合には、利用者が責任をもってその損害を補償しなければならない。

(免責事項)

第8条 利用者は、データの利用により生じたいかなる不利益についても推進会議は一切責任を負いかねることをあらかじめ了承することとする。

- 2 利用者がデータの利用に関して第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任と負担においてその第三者との紛争の解決を行うこととする。

(その他)

第9条 本利用規約は、予告なく、必要に応じて改訂する場合がある。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年2月5日から施行する。